

○松江市指定管理者の管理する松江市立保育所管理運営規則

平成17年9月30日

松江市規則第322号

改正 平成22年10月1日規則第38号

平成23年12月22日規則第92号

(趣旨)

第1条 松江市指定管理者の管理する松江市立保育所（以下「指定保育所」という。）の管理運営については、松江市指定管理者の管理する松江市立保育所の設置及び管理に関する条例（平成17年松江市条例第439号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(収容定員)

第2条 条例第2条第2項の収容定員は、次のとおりとする。

名称	収容定員
松江市立恵曇保育所	100人
松江市立マリン保育所	80人
松江市立野波保育所	60人
松江市立美保関西保育所	80人
松江市立美保関東保育所	80人

(事故等の報告)

第3条 指定管理者は、次に掲げる場合においては、直ちにその状況及びてん末を市長に報告しなければならない。

- (1) 指定保育所において児童に死亡、重度の障害その他の重大な事故が発生した場合
- (2) 児童に感染症その他の集団事故が発生した場合
- (3) 指定保育所が天災その他の非常災害を受け、又はそのおそれがある場合

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(島根町区域に置く松江市立保育所管理運営規則の廃止)

2 島根町区域に置く松江市立保育所管理運営規則（平成17年松江市規則第95号）は、廃止する。

(松江市立保育所管理運営規則の一部改正)

3 松江市立保育所管理運営規則（平成17年松江市規則第93号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成22年10月1日松江市規則第38号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月22日松江市規則第92号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。